(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間
　及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町蓮字江馬木屋三一七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江馬木屋三一七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町桑原字風呂谷二三六の六、二三六の九、二三九、飯高町月出字黒石平三九七、四〇〇、四〇一、字フタキ四〇二、四〇三、字アカユワ二六二、五六四の六、飯高町草鹿野字西田四九、四九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字風呂谷二三六の六・二三六の九・二三九・字黒石平四〇一・字フタキ四〇二・四〇三・字アカユワ二六二・五六四の六・字西田四九（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県度会郡南伊勢町切原字カブチ谷一二五五の一、字古鳥一三〇一の一、字西ケ河内二〇六九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び南伊勢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下多気字亡櫓四一八二の一・四一八二の五・四一八二の七・四一八二の八・四一八二の一〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四一三六の二、四一三六の三、四一三六の一三、四一三六の一八、四一八〇、四一八一、四一八二の二、四一八二の四、四一八二の九、四一八二の一一、四一八二の一二、四一八三、四一八四の二、四一八四の三、四一八六、字野登瀬一七〇二の一・一七〇二の四・一七〇二の一〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六九二の四、一六九二の六、一七〇二の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を次のとおり行い、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

平成二十七年八月六日

経済産業大臣　宮沢　洋一

輸入貿易管理令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（昭和四十一年通商産業省告示第百七十号）に定めるもののほか、次に掲げる貨物を輸入するときとする。

一　別表に掲げる国を除く国又は地域を船積地域とする水銀に関する水俣条約第三条1(a)に規定する水銀

二　全地域を船積地域とする水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第一項に規定する特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品

別表

ジブチ、ガボン、ギニア、ガイアナ、レソト、マダガスカル、モナコ、ニカラグア、セーシェル、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ウルグアイ

○農林水産省告示第千九百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年八月六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字赤滝六三二〇から六三二三まで、六三二一の一、六三四六、六三四八から六三五九まで、六三九五、六三九六、六三九七の二、六三九八、六三九九の一、六三九八の二、六四〇〇、六四〇一の一、六四〇一の二、六四〇二、六四〇三、六四〇四の一、六四〇四の二、字谷川六四〇五から六四〇七まで、六四一〇、六四一一、六四一二の一、六四一二の三、六四一四から六四二六まで、六四一六の一、六四一九の一、六四三一から六四三四まで、六四三二の一、六四三六から六四四一まで、六四三六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）